

子 発 1107 第 1 号
社 援 発 1107 第 4 号
老 発 1107 第 1 号
令和 4 年 11 月 7 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 老 健 局 長
(公 印 省 略)

令和 4 年 台 風 第 1 4 号、第 1 5 号 の 暴 風 雨 等 に よ る 災 害 に 係 る
社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 費 国 庫 補 助 の 協 議 に つ い て

標 記 に つ い て は、被 災 施 設 の 災 害 復 旧 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、別 紙 の と お り
「令 和 4 年 台 風 第 1 4 号、第 1 5 号 の 暴 風 雨 等 に よ る 災 害 に 係 る 社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復
旧 費 事 務 取 扱 要 領」を 定 め、標 記 災 害 に お い て 適 用 す る こ と と し た の で、了 知 の う え、
管 内 市 町 村 及 び 社 会 福 祉 法 人 等 に 周 知 徹 底 を 図 る よ う 配 慮 願 い た い。

別 紙

令和4年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害に係る 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上）であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、（項）社会福祉施設整備費分、（項）児童福祉施設整備費分及び（項）介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から60日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式2号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生局に提出すること。

2 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努める

こと。

また、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局（以下、「担当部局」という。）の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

なお、本通知による協議の提出期限前であっても、担当部局は必要な協議書等を受理し準備が整った段階で、可能な事業から実地調査等の実施に向けた調整を行うこと。

3 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の周知徹底

施設の早急復旧を図るため、社会福祉施設等災害復旧費補助金が、今回の令和4年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害において被害を受けた社会福祉施設等に遺漏なく活用されるよう、管内市町村、社会福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段のご配慮をお願いします。

別 表

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施設名等	施設名
社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
婦人保護施設	婦人保護施設 一時保護施設
障害者支援施設等	婦人相談所 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所

児童福祉施設	就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害児入所施設 児童発達支援センター 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分に限る。） 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設
母子・父子福祉施設	児童家庭支援センター（※） 母子・父子福祉センター（※） 母子・父子休養ホーム（※）
母子健康包括支援センター その他の社会福祉施設等	母子健康包括支援センター（※） 社会事業授産施設 隣保館 生活館 ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護ステーション 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター

	児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園（保育所機能部分に限り、 幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上 の場合に限る。）
--	--

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

また、日常生活支援住居施設については現行の交付要綱では補助対象施設となっていないが、今後当該対象施設に加えるため、財政当局と協議を行う予定である。